

甲斐市教育委員会第5回定例会議事録

- 1 日 時 令和8年8月27日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 竜王北部公民館3階 視聴覚教室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長
【委 員】小林啓子職務代理者 金子初男委員
千野国弘委員 米山祐希委員
【説明員】大寫正之教育部長 堤真由美教育総務課長
小山田拓也学校教育課長 興石文明生涯学習文化課長
広瀬修スポーツ振興課長 信田卓也学校教育指導監
長田大地学事係長 内藤京子生涯学習係長
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 川上恵美教育総務係長 古屋善之教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 D委員 B委員
- 8 前回議事録の承認 令和8年度 第4回定例会議事録 「承認」
- 9 教育長からの報告
- 10 議 題
第1号 令和8年度9月補正予算(案)[教育費関係]について
第2号 令和8年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
第3号 甲斐市認定地域クラブ活動に係る規則等の制定について
- 11 その他
(1) 甲斐市いじめ防止連携会議委員の委嘱等について
(2) 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について
(3) 9月の行事予定について
- 12 閉 会 午後3時10分

○開 会

教育長

開会を宣する。(午後 1 時 30 分)

○あいさつ

教育長

改めましてこんにちは

8 月も下旬になりましたが、猛暑の夏が続いています。地域によっては、台風、豪雨、そして地震など自然の猛威に注意を払わなければならない夏になっています。災害等にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

本市では子どもたちの夏休みが間もなく終わります。図書館や公民館では、子どもや親子向けの講座、イベントなどを多数開催していただきました。企画運営にはご苦勞があったと思います。ありがとうございました。市内の小中学校では、28 日に 2 学期の始業式を予定している学校が一番多い状況です。2 学期は、1 年のうちで、最も登校日数が多い学期です。大きな行事では、9 月は中学校で学園祭、10 月は小学校で運動会が計画されております。2 学期も子どもたちの学校生活が益々充実しますよう学校、家庭、地域、そして行政が協力して取り組んで参りたいと考えております。

さて、全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。本市の結果については、後ほど担当から説明がありますが、学力においては、教科によって若干のばらつきはありますが、全国や山梨県とほぼ同等の結果となっております。また、学習状況調査では、小学校、中学校ともに、教師とのかかわりや自己有用感、規律意識に関する項目は高い数値を示しており、教師と児童生徒の間に温かい人間関係が築かれていることがうかがえます。ICT の活用に関しては、市全体として、活用が着実に進んでいる様子が見られます。また、国語の学習については、「興味関心がある」、また、「良くわかる」という回答が多くなっており、そのことが、自分の考えを伝えたり、深めたり、まとめたりする活動についての、良好な結果に結びついています。一方課題としては、学習に関する興味関心が、小学校では良好なものの、中学校の数学・英

語で「好き」「分かる」という割合が全国を大きく下回り、そのことが、学力の結果に反映されています。ここ数年良好な結果を示していた、「学校に行くことが楽しい」という質問の良好な回答の割合が低下したことは注視していく必要があります。この調査結果を踏まえ、今後、課題を検証し、各学校においては、引き続き、授業の工夫や改善に努め、児童・生徒の学力向上、学校生活の充実に取り組むよう、指導・支援して参りたいと考えております。

9月をまもなく迎えますが、気温30度を超える日も多くなるようです。委員の皆様には、体調管理に十分ご留意いただくとともに、引き続き、教育委員会の活動に、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、本日も様々な視点からご意見をいただくとともにスムーズな進行にご協力をお願いします。

以上あいさつとさせていただきます。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。D委員、B委員を指名します。
よろしく願いいたします。

○前回議事録の承認

教育長 第4回定例教育委員会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。

一 同 異議なし。

教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、A委員、C委員に署名をいただきます。よろしく願いいたします。

○教育長報告

教育長 8月の諸報告につきまして、主なものをご報告いたします。

3日、タラマラハイスクール友好交流訪豪団の出発式がありました。3日から13日までの日程でオーストラリアを訪問し、13日

には無事に帰国し、到着式を行いました。

4日、山梨県市町村教育委員会連合会第1回理事会が開催されました。

5日、時事通信社の取材を受けました。教員の働き方改革や、ICT活用などについてインタビューを受けました。

10日、熊本市応急対策職員派遣激励会が開催されました。熊本市への派遣は5人です。8月13日からの1週間で2人、8月23日からの1週間で2人、これからですが9月12日から1週間で1人。県の派遣団と市の派遣団合同で派遣され、罹災証明の発行や避難所の運営を行います。

20日、第1回総合教育会議が開催されました。

22日、甲斐シティーロータリークラブ主催の甲斐市内中学生野球大会が開かれました。

25日、甲斐市いじめ防止連携会議、社会教育委員の会議が開かれました。

27日、定例教育委員会が開かれております。

なお、29日には、都市計画道路、田富町敷島線の開通式が予定されております。子どもたちの通学路にあたる道路のため、学校、自治会、行政、警察等が連携しながら安全対策について協議を重ねているところです。

以上、諸報告とさせていただきます。

教育長

それでは、議題に入ります。議題の審議に入ります前に、議題第1号「令和8年度9月補正予算（案）〔教育費関係〕について」は、今後市議会など関係機関との協議等を必要とする事項であることから、また、議題第2号「令和8年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報保護の観点から、非公開とさせていただきます。

そこで、非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第15条の規定により、討論なしで採決を行います。

委員の皆様にお諮りします。議題第1号及び第2号の非公開について、賛成の委員の挙手を求めます。

一 同 挙手

教育長 ありがとうございました。挙手多数であります。議題第 1 号及び第 2 号の非公開は、可決されました。よって、議題第 1 号及び第 2 号は、非公開とします。

○議 題

第 1 号 令和 8 年度 9 月補正予算(案) [教育費関係] について

第 2 号 令和 8 年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について

【ここから非公開】

教育長 非公開としました議題第 1 号「令和 8 年度 9 月補正予算案」教育費関係、および議題第 2 号「令和 8 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」の審議が終わりましたので、これより公開といたします。

【ここから公開】

第 3 号 甲斐市認定地域クラブ活動に係る規則等の制定について

事務局 (資料説明)

委 員 1 ページの (2) の主要要件の①ですが、「教育委員会が定める研修を受講し」とありますが、この「教育委員会が定める研修」について、具体的にどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

事務局 指導者研修についてご説明いたします。甲斐市では、県で主催される研修を受講するということになります。県が開催する研修が、文化部と運動部に分かれた形で、それぞれで行われることになっております。そちらの研修を活用して、参加していただくことを必須とします。その参加方法につきましては、現地で研修を受けていただくものと、オンライン上で研修を受けるものの 2 種類ございます。どちらかを選択していただいて、規定のコマ数を受講していただいた方に、県から修了証が届きます。そちらを市として確認いたしまして、認定の条件とさせていただきます。

教育長 甲斐市教育委員会とすれば県の研修を必修とし、それを受講する

ことが市の指導者になる条件とします。

委 員

分かりました。甲斐市が、県の研修を受講するように指定しているというシステムになっているということです、そのあたりを資料に少し書いた方が良いと思います。「教育委員会が定める研修」とだけありますので、例えば、（県の研修）などと記載があると、もう少し分かりやすいのではないかと思います。

委 員

1 ページの（３）の運動部の保険料についてですが、指導者が 1,200 円、（４）の文化部については、指導者が 800 円となっております。400 円の差がありますが、これはおそらく保険料ですから、危険度を考慮しての保険料の設定によるものかと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

次に 2 ページの、（６）の報酬単価 1 時間 1,600 円で、1 人あたり 4,800 円を上限ということは、だいたい 1 回あたりの活動を 3 時間程度と見ているという解釈でよろしいでしょうか。

事務局

保険料の文化部と運動部の違いでございますが、委員がおっしゃるとおり、その危険度と言いますか、スポーツと文化活動という面で 1,200 円と 800 円という違いになってございます。

次に、1 回あたりの報酬 4,800 円ですが、国の基準の中で活動の時間数が 3 時間までということになっておりますので、3 倍した 4,800 円という形になっております。

委 員

先日の総合教育会議でも市長が気にしておりましたが、指導者の質を高めることが重要であると思います。県の研修を受講することが指導者の認定条件ですが、それは最低限の条件として、この他にガイドラインの作成や追加の研修なども必要だと考えますが、何か計画はありますか。

教育長

現状で何か計画がありますかとのことですが、ちなみにスポーツ少年団の指導者ではありますが、スポーツ少年団指導員研修会という研修があり、それを受講しないとスポ少の指導者にはなれないことになっています。それは、甲斐市主催の研修会もありますし、山梨県主催の研修会もあります。年 1 回は、何かしらの研修を受講してくださいということになっています。地域クラブは、初めてのことでなので、今後、委員さんがおっしゃるように指導者の質の確保が

大きな課題になってくると思われます。

委 員 必ずしも必須でなくても、具体的に何かあれば教えてください。

教育長 具体的なものは、今はまだ検討段階ですが、現状で答えられるものがあればお願いします。

事務局 指導者の、登録の有効年数が4年になっております。先ほど説明したように県の講習を1回受ければ、4年間有効ということではありますが、それでは期間が長すぎますので、また市独自の研修なども、今後検討してまいりたいと考えております。

教育長 この要綱には県の研修を受講することが当然ありますが、質を担保するために市独自でガイドラインあるいは研修会という形になるのか何かしらの対応を考えていきたいということでございます。

委 員 指導者につきましては、最近ニュースがありましたね。とあるスポーツクラブの指導員が、子どもに対して不適切な行動をとっていたということもありましたので、その辺りはしっかり管理できると良いと思います。

それから、これは（案）とありますので、例えば2ページに「報酬単価は、1時間1,600円とし、1回あたり1人4,800円を上限に」とありますが、そこへ「1回あたり1人3時間4,800円」という文言を入れた方が良いと思いました。

事務局 取扱要領の中には、「3時間」というものは明記をしてございますので、今回の説明用資料につきましては、抜粋でこのような簡易な形になっておりますが、要領の本文中では謳い込んでありますのでよろしく願いいたします。

委 員 同じく（2）の指導者に関する部分についてお聞きしたいのですが、今委員の皆様から出たように、指導者の配置については、生徒たちの安全という意味でも、充実したクラブ活動をしてもらうという意味でも、一番重要なところかと思っておりますので、最も気になっているところです。

研修は県が認定するものということで承知したのですが、この研修を受講するだけではなくて、もちろんこれまでの指導経験ということも必要になってくると思います。「認定基準を定める」とありますが、その認定基準については、主要要件①の、「研修を受

講し、登録を受けた指導者」という部分だけだと、少し認定基準が分かりにくいと思います。その他、ここに記載していない指導経験や、この研修を受ける前の段階で、どのような人に対して、例えばこちらからお声がけして指導者を受けてもらうのか、そのあたりの細かいところがこれだけではよく分からないと思いました。

既にこの認定手続きがこれで公布されて、開始になるということなので、今ここでどのような文章を付け加えるかというところを出すのは難しいかとは思いますが、その分かっているところ、今申し上げました指導者としての認定基準としては研修の受講だけではなくて、どのような方法で指導者が選ばれているのかということや、研修についても、今説明いただいたのですが、研修の内容が、どのようなことを指導する研修になっているのかということも、できれば知りたいと思うので、研修の内容について、もし公表されているような内容の詳しいところがあるようであれば、ぜひ情報提供いただきたいと思うところです。お願いします。

教育長

認定基準や研修の内容のことについて、分かることがありましたら、お願いいたします。資料が必要であれば後ほどでも結構ですが、いかがでしょうか。

事務局

お答えいたします。指導者の指導の実施体制のところ、要件がございまして、こちらは国のガイドラインで、審査基準と言いますか、チェック項目がございまして。その中では、指導者を補助する人をつけることや、ハラスメント、いじめ等の行為を許さない誓約書というものを取ったり、県の指導者講習会を受講しているなど、そのようなことが国の基準で定められておりますので、それに基づきまして審査を行うという形でございます。

次に、県で行う研修会の内容でございしますが、指導者の役割と心構えや、安全管理のための活動計画の立案、用具の管理、コンプライアンスの徹底、ハラスメント行為の根絶というようなことや、事故の緊急措置の対応、保護者への対応、学校との連携、生徒同士の暴力、いじめ等の防止に関するものなど、そのような内容の研修会でございます。以上です。

委員

ありがとうございます。わかりました。

教育長

細かいものは資料としてあるようですので、また次回の定例会でも結構ですので、「このような形を考えています」というものをご提示いただけると分かりやすいと思いますのでお願いします。

その他、質問等はございますか。

それでは、参考にすべき意見も出ましたので、事務局でも参考にさせていただきながら、この抜粋資料の中での表現方法などについても、またご検討いただきながら進めてまいりたいと思います。

大まかな内容につきまして、(1)から(6)までの規則、要綱、要領につきましては、原案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

教育長

それでは、異議なしと認めます。よって議題第3号は、原案のとおり承認されました。

また、次回の定例会に補足資料という形で結構ですので、説明や資料のご提示をお願いしたいと思います。

○その他

(1) 甲斐市いじめ防止連携会議委員の委嘱等について

事務局

(資料説明)

委員

各委員は条例に沿っての選任だと思いますので、適任かと思いますが、1点だけ質問をお願いします。いじめ防止連携会議は委員20名以内、いじめ問題対策委員会は12名以内、いじめ問題調査委員会が6名以内となっていますが、それぞれ全く別な形で選任されていますか。それとも、この連携会議委員の13名の中から選任されていますか、教えてください。

教育長

それでは、それぞれの会議の性質なども併せて、お答えをいただきたいと思います。

事務局

選任に関して、特に「連携会議」の委員が「対策委員会」に残るという決めはございませんので、それぞれで選出をしていくことになるのですが、実際のところは「対策委員会」を平時から組織構成はしておくようにということになっていますので、お願いしているところです。その結果、今回の連携会議の構成メンバーのうち、

2 番と、10 番につきましては、3 章で規定する「いじめ問題対策委員会」の委員にも、お願いをしており、ここは重複している形になっています。その他は、ここにはない新たなメンバーの依頼をしているところです。

委 員 私も今、委員がご質問したところを気になっていたところですが、9 ページの 26 条に、「連携会議」とあるのは「調査委員会」と、「対策委員会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとするところなのですが、最初の 13 名から、順に人数が減っていますよね。この 9 ページのそこが「対策委員会とあるのは調査委員会と」「連携会議とあるのは調査委員会と読み替える」とあるので、その人たちをどのように 13 人の中から選ぶのかと思ったところです。

事務局 お答えします。この 26 条は「準用」という項目になっているのですが、例えば、第 8 条は連携会議についての規定なのですが、「連携会議の会議は、会長が招集しその議長となる」という規定ですが、それを、対策委員会においても、いじめ問題調査委員会においても、同じように規定しますということで、繰り返しては書かないのですが、特に名称の部分などはそのまま使うことができないので、そこは読み替えるという規定です。メンバーをそのままスライドさせるということを規定しているものではないということです。

教育長 委員をスライドさせるという読み替えではなくて同じことを何回も書かないための規定です。

委 員 教えていただきたいのですが、第 22 条や他の条文にもありますが、この「いじめ防止対策推進法」の第 28 条第 1 項に規定する調査とあるのですが、この第 28 条第 1 項というのはどのようなものを規定している内容なのでしょうか。

事務局 いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項は本市でいう「いじめ問題対策委員会」を規定している条文になります。条例の 22 条は「調査委員会」の規定になっています。この「調査委員会」は市長の諮問に応じて、「対策委員会」での調査の結果について、調査審議し、答申します。ですので、1 個前の「対策委員会」の調査がどうだったのかというところを、市長からの諮問に応じて調査をし、それが適切であったかどうかということを経理に答申する、ということ

を条例 22 条は言っています。

委 員
事務局

一般的な事案に対する意味ではないということでしょうか。

具体的な対策ではなく、法 28 条は、対策委員会を設置しなさいという規定になっています。重大事態が起きた時には、法 28 条に基づき、対策委員会が調査をします。その結果は、市長に報告されますが、市長がそれでは不十分だと判断したときに、調査委員会を組織します。調査委員会は、対策委員会の調査結果について精査します。

教育長
事務局

3 つの委員会の役割分担になります。

もしよろしければ、連携会議当日の資料にフロー図がありますので、こちらを見ていただければわかりやすいと思いますので、後ほどお答えしたいと思います。

教育長
一 同

その他ご意見、ご質問はございますか。

意見、質問なし。

(2) 令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について

事務局
委 員

(資料説明)

学力の方面で見させていただくと、記述式のところで、合っているか間違っているかではなくて、記述として自分の考えを書くようなところで無解答という割合が増えることを少し懸念しています。そのような調査は特にされてはいないと思いますが、そのようなときに何らかの自分の考えをとにかく書いてみるというか、書けるというところが、記述式の中では大事ではないかと思っていますので、記述式の無解答率というようなことを調査してみると、良いのではないかと思います。

生活面では、将来の夢や希望などの心の持ち方は、非常に高いというところは安心をしました。以上です。

事務局

本当に、無解答というところ、大変大きいところだと思います。例えば、12 ページのところに無解答率というところもありまして、少し字が小さいのですが、英語の問題についてですが、右から 2 つ目のところに、無解答率がパーセントで出ています。少し見にくい表ですが、委員がおっしゃったとおり、間違っていないでも書けるとい

うことと、本当に思いつかなくて無解答というのは、だいぶ違うと思いますので、しっかりとその辺りも調査をしながら、今後に活かしていきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

委 員

山梨県は、小さな県なので、どうしても全国との乖離がないと言いますが、割といつも同じように少し低いのが、残念だと思うところ です。

このように、詳しく分析していただいて、このような学力テストや質問というのは、子どもたちの実態を把握して、それに対してどのように対応していくかということが大事だと思います。今もお話がありましたが、児童生徒の環境整備、食事であるとか、安心感であるとか、そのような環境整備に努めること、そして授業改善等をしていくということが、大事だと思うのですが、各学校では、甲斐市のこの結果を、それぞれの学校ごとに、実態を把握しているのでしょうか。

事務局

各校におきましても、採点を行った文部科学省から結果が届いておりまして、そちらを分析して、活かすという形になっております。この冊子につきましては、教育委員会で、市内の結果をまとめて分析したものになりますが、各校においても同じように分析を行いまして、今後活かしていくという形になります。

夏休みが明ける直前の職員会議や、校内研究会などで、校長先生がこの結果について触れて、「2学期はこのようなやっつけよう」などとお話をされることが多いのではないかと考えております。

教育長

ホームページへの公表は、いつごろでしょうか。

事務局

9月4日に、各校一斉にホームページに公表ということになっております。

教育長

その他ご意見、ご質問はございますか。

一 同

意見、質問なし。

(5) 9月の行事予定について

事務局

(資料説明)

教育長

ご意見、ご質問はございますか。

一 同

意見、質問なし。

○閉 会

教育長

本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので、本定例会の閉会を宣する。(午後 3 時 10 分)